

総務文教常任委員会

所管事務調査資料

(令和5年1月23日)

(協議案件)

- ③ 厚真町重層的支援体制整備事業実施計画について

住民課 福祉グループ

1 重層的支援体制整備事業について

(1) 重層的支援体制整備事業の経緯

国では「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号。）」により改正された社会福祉法（以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、市町村が「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業として「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

(2) 厚真町における重層的支援体制整備事業の状況について

本町では、高齢者における相談件数が年々増加し、8050世帯、ヤングケアラーなどその内容についても複合的な要因が複雑に絡み合う事案が増えています。

このような状況のなか、令和2年から「重層的支援体制整備移行準備事業」を実施し、包括的相談体制を検討するとともに、複雑化・複合化した課題の解決に向け適切な支援を行うため、各支援関係機関の役割をコーディネートする体制整備について検討を開始しました。

現在、当該事業の令和5年度からの本格実施に先立ち、多機関協働事業、アウトリーチ支援事業を実施しています。

2 重層的支援体制整備事業実施計画の概要について

(1) 計画の位置付け

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、法第106条の5において、事業の提供体制に関する事項等を定める計画を策定することが規定されています。

また、本計画の上位計画である第1次厚真町地域福祉計画（2019（令和元）年4月策定）においても「協働による地域福祉体制の推進」を図るため、重層的支援体制整備事業に取り組むこととしています。

あわせて、町総合計画、各分野別の個別計画及び厚真町社会福祉協議会が策定した厚真町地域福祉実践計画とも整合・連携を図った横断的・包括的計画とします。

(2) 計画期間

令和5年4月から令和10年3月（5年間）

3 重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制

(1) 包括的な相談支援体制

本町における相談支援は、どんな相談も受ける総合相談体制と併せて、高齢・障がい・子育て・生活困窮等の各分野にも窓口を設け、それぞれが連携・協働しながら支援する体制を構築します。

① 地域包括支援センター（総合相談）

設置箇所数	1ヶ所
支援対象	65歳以上の町民
設置形態	委託

② 障がい者相談支援センター（基幹型）

設置箇所数	1ヶ所
支援対象	障がいのある人及びその家族等
設置形態	直営

③ 子育て世代包括支援センター（利用者支援事業・基本型及び母子保健型）

設置箇所数	1ヶ所
支援対象	子ども及びその保護者等
設置形態	直営

④ 自立相談支援事業（福祉事務所未設置町村事業）

設置箇所数	1ヶ所
支援対象	現に生活に困窮している人及びその家族等
設置形態	委託

⑤ 自立相談支援機関

設置箇所数	1ヶ所
支援対象	現に生活に困窮している人及びその家族等
設置形態	道による委託

4 多機関協働に関する体制

複数の分野にまたがる課題を抱える個人や世帯に対して、各支援関係機関における役割分担等のコーディネートを行います。

また、各支援関係機関等だけでは対応が困難なケースについては、地域ケア会議（社会福祉法第106条の6に規定される支援会議）や重層的支援会議を開催し、支援プランの作成、評価及び適切性等について協議を行います。

この事業を円滑に進めるため、2名の相談支援包括化推進員を配置し、各関係機関間の連携強化を図ります。

①設置箇所数	2ヶ所（町住民課・社会福祉法人厚真町社会福祉協議会）
②配置人数	相談支援包括化推進員 各1名
③設置形態	直営・委託一体的配置

5 アウトリーチ等を通じた継続的な支援に関する体制

町社会福祉協議会が自治会単位で配置する地域福祉コーディネーターが、アウトリーチ等の手法を用いて、支援が必要なのに届いていない人や世帯に対して、必要な支援へ結びつけます。併せて、町の相談支援機関においても、各支援関係機関等と連携を構築し、必要性に応じてアウトリーチ等により相談支援を行います。

①設置箇所数	1ヶ所（社会福祉法人厚真町社会福祉協議会）
②配置人数	支援員1名
③設置形態	委託

6 参加支援に関する体制

既存の制度では対応できないニーズに対して、地域における社会資源との調整、活用及び開発を行い、社会とのつながりを構築し、社会参加につなげます。併せて、既存の社会資源等の調整、活用及び新たな社会資源等を開発してニーズに対応した支援メニューを増やします。

また、地域や受け入れ先が想定される企業等との連携構築や定着に向けた支援及び受け入れ先等のフォローアップを行います。

7 地域づくり支援に関する体制

(1) 地域介護予防活動支援事業

①設置箇所数	3ヶ所（各地域で実施）
②実施内容	高齢者等の介護予防に取り組む。

(2) 生活支援体制整備事業

①設置箇所数	1ヶ所（生活支援コーディネーター配置）
②実施体制	委託・直営（第2層コーディネーター配置）
③実施内容	第1層生活支援コーディネーター及び第2層生活支援コーディネーターを各1名配置し、住民主体で課題解決に取り組む協議体である地域福祉ネットワーク会議の設置及び運営支援を行うとともに、地域福祉ネットワーク会議を核にプラットフォーム構築する。

(3) 地域活動支援センター

①設置箇所数	1ヶ所（厚真町複合型地域交流拠点施設）
②実施体制	委託
③実施内容	ものをつくり出す創作的・生産的活動や、社会との交流を増やす活動などを行う場所を設け、障がいのある人の地域生活を支援する。

(4) 地域子育て支援拠点事業

①設置箇所数	2ヶ所（厚真・厚南子育て支援センター）
②実施体制	直営
③実施内容	未就学児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や情報の提供、助言等に取り組む。

(5) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

①設置箇所数	1ヶ所
②実施体制	委託
③実施内容	地域の福祉ニーズを把握するための事業や、地域福祉資源となるサービスの創出及び推進を図るための人材を育成する事業に取り組む。また、把握したニーズや地域課題解決に向けた事業を行う。